

開催期日 平成30年2月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 平成30年2月15日 午後1時25分
閉 会 平成30年2月15日 午後1時50分
場 所 中島村役場 分庁舎2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～3号 処分について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員10名中・出席者10名・欠席者0名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 向 井 正

5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 長 田 順 子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、只今から平成30年第2回の農業委員会を開催する旨を宣した。本日は、2番水野谷一男委員・7番緑川道春委員・9番小室武壽委員から欠席の通告があり、出席委員は過半数であり本会議が成立する旨を報告した。
会 長（あいさつ）

皆さん、改めましてこんにちは。本日は中島村農業委員会第2回総会を招集しましたところ、皆さんお忙しいところ出席していただきまして誠にありがとうございました。ご苦労さまでございます。

今年は雪も多く山形では4mも積雪があると聞いております。先ほど雑談で話しましたが、今日は今までになく暖かく、立春を迎え節分を過ぎると庭の福寿草もあちらこちらでほころびはじめており、春の兆しを感じられるような季節になって参りました。

さて、今回の農業委員会の議案でございしますが、3件ほどございします。それからその他でございします。慎重審議の方よろしくお願い申し上げまして、粗辞でございしますが挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございます。ご苦労様でございします。よろしくお願い申し上げます。

事務局長

議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について慣例により議長指名に異議ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議ないものと認め、4番小平玉江委員、5番折笠多美子委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第1号について質疑に入る旨を宣し、確認委員に報告を求めた。

3番水野谷一郎委員

受付番号第1号につきまして、2月12日に譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いのないことでした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作に問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数でありますので裁決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第2号について質疑に入る旨を宣し、確認委員に報告を求めた。

3番水野谷一郎委員

受付番号第2号につきまして、2月11日に譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いのないことでした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、周辺の内に影響はないと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

水野谷委員さん、第1号の内容と金額が若干ちがうのですが、どういうことなのでしょうか。

3番水野谷一郎委員

この土地は、湿地でどうしようもないんです。

議 長

どうですか、異議ありませんか。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議なしの声多数でありますので裁決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き議事に入る旨を宣し、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第3号について質疑に入る旨を宣し、確認委員に報告を求めた。

3番水野谷一郎委員

受付番号第3号につきまして、2月11日譲渡人●●●●さんに電話にて、譲受人●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんとのことでした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、周辺の農地にも影響はないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数でありますので裁決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

その他の事項について何かありませんか。

局長補佐

次回農業委員会総会開催予定日について説明を行った。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につき閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
平成30年2月15日午後1時50分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について		
	原案のとおり可決	賛成7名	反対0名
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について		
	原案のとおり可決	賛成7名	反対0名
議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について		
	原案のとおり可決	賛成7名	反対0名